

光本圭佑議員による 日本維新の会の政務活動費の 不可解な入出金等に係る 調査特別委員会

1月10日

(発言の内容)

前迫委員長 こんにちは。

ただいまより光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。

御報告いたします。現在の出席委員は8人でありませぬ。

次に、本日の議事については、タブレットに配付の本委員会の進め方とおりであります。

これより議事に入ります。

記録(資料)の提出要求について

(発言の内容)

前迫委員長 記録(資料)の提出要求についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について、事務局より説明させます。

事務局 それでは、記録(資料)の提出要求一覧を御参照いたします。よろしいでしょうか。

それでは、御説明いたします。

No. 1及びNo. 2の方につきまして、事件内容は一緒でございます、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る事件としております。そして、No. 1の方に提出を求める記録(資料)につきましては、まず(1)同行同支店におけるミツモトケイスケ名義の口座の令和3年11月2日から令和4年6月14日の間の入出金記録及び(2)同行同支店における資料に記載しております会社名義の口座の有無。なお、口座開設がある場合は、令和3年11月2日から令和4年6月14日の間の入出金記録であり、それらの提出期限は令和7年1月31日金曜日としております。

次に、No. 2の方に提出を求める記録(資料)につきましては、まず(1)同行におけるミツモトケイスケ名義の口座の有無。なお、口座開設がある場合は、令和3年11月2日から令和4年6月14日の間の入出金記録及び(2)同行における資料に記載しております会社名義の口座の有無。なお、口座開設がある場合は、令和3年11月2日から令和4年6月14日の間の入出金記録であり、それらの提出期限につきましても令和7年1月31日金曜日としております。

説明は以上でございます。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や御意見がありましたら発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 それでは、記録(資料)の提出要求につきましては、配付の記録(資料)の提出要求一覧のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

以上で本日の議事は終了しました。

これをもって光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。